

最近の判例から (17) - 工作物責任 -

地震で生じた電気温水器の排水管の亀裂による階下の水漏れ被害について、工作物責任が認定された上で保険会社の地震免責条項適用が否定され保険金請求が一部認容された事例

(東京地判 平23・10・20 ウエストロージャパン) 新井 勇次

東北地方太平洋沖地震直後、所有するマンション専有部分に設置されていた電気温水器に亀裂が生じ、階下住人のマンション専有部分にまで水漏れが及んだとして、階下住人が、上階マンション所有者に対し、民法717条に基づく損害賠償を、また、上階マンション所有者と個人財産総合保険契約を締結していた保険会社に対し、保険金の支払いを求めた事案において、電気温水器の設置又は保存につき瑕疵があったとして上階マンション所有者の工作物責任を認めて、損害賠償請求の一部を認容し、保険については、地震免責条項の適用を否定し、保険約款による損害額を限度に、保険会社に対する請求も一部認容した事例（東京地裁 平成23年10月20日判決 一部認容 一部棄却 ウエストロージャパン）

1 事案の概要

東北地方太平洋沖地震が平成23年3月11日午後2時46分頃に発生した。その直後、被告Y1が所有するaマンション（以下「本件マンション」という。）6階603号室の専有部分に設置されていた電気温水器から室内への配水管に亀裂が生じ、そこから水が漏れ、そのため原告X2の所有する5階504号室にまで水漏れが及ぶ事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

原告X3は、原告X2の妻である。原告X1は、原告X2及び原告X3夫妻の娘婿であ

り、504号室に住居している。

原告X1らは、以下の損害賠償を請求するとともに、A保険会社（以下「被告Y2」という。）に対する保険金請求を提訴したものである。

- ①原告X2の蒙った損害 126万余円
（電灯改修工事代金:15万余円／内装リフォーム工事代金：103万余円／慰謝料：7万5千円）
- ②原告X1の蒙った損害 慰謝料：10万円
- ③原告X3の蒙った損害 慰謝料：5万円

2 判決の要旨

裁判所は、以下のとおり判示して、原告X1らの請求を一部認容した。

(1) 被告Y1の損害賠償責任について

認定事実によれば、耐震性が比較的高かったと認められる昭和57年建築の鉄筋コンクリート造建物である本件マンションにおいて、耐震性が高い鉄筋コンクリート造建物では特段の被害が生じないとされている震度5強程度の地震の振動によって電気温水器の配水管に亀裂が生じたことが認められる。

従って、電気温水器の配水管の強度又はその設置方法において、通常有すべき程度の耐震性が確保されていなかったと認めるのが相当であり、土地の工作物である電気温水器の設置又は保存に瑕疵があったと認められる。

被告Y1は、電気温水器の占有者であり所有者であるから、民法717条に基づき、電気

温水器の配水管の亀裂から水が漏れ、階下の504号室に水漏れが生じたことによる損害を賠償する責任がある。

(2) 原告らの損害について

①原告X 2の損害：104万9222円

電灯改修工事代金及び内装リフォーム工事代金の合計119万2422円の損害のうち、経過年数による損耗分を控除した104万9222円をもって原告X 2が蒙った損害と認めるが、精神的苦痛は賠償すべき損害があるとは認められない。

②原告X 1の損害：10万円

一切の事情を考慮し、通常要する期間を本件事故翌日の平成23年3月12日から25日間と認め、1日4000円の慰謝料を相当とし、原告X 1の慰謝料の損害は10万円となる。

③原告X 3の損害：0円

原告X 3の主張する心労は、本件事故と法律上の因果関係がある損害とはいえない。

(3) 地震免責条項について

地震免責条項は、個人賠償責任総合補償特約条項3条において、戦争、噴火、津波、放射能汚染などによって生じた損害と並んで、地震によって生じた損害に対して保険会社が保険金を支払わないことを定めている。

地震免責条項にいう「地震」とは、社会において通常備えるべき危険と認識されている程度の地震をいうのではなく、戦争、噴火、津波、放射能汚染などと同じ程度において、巨大かつ異常な地震、すなわち社会一般ないし当該保険契約の契約者において通常想定される危険の範囲を超えて大規模な損害が一度に発生し、保険契約者の拠出した保険料による危険の分散負担が困難となるような巨大な地震について、これによる損害から保険会社を免責することにより、当該保険の制度設計において想定した保険による危険の分散が可能な範囲に保険会社の責任を制限しようとし

たものにすぎないと解される。

被告Y 1の管理する603号室は通常有すべき耐震性すら有していなかったために電気温水器の配水管に亀裂が生じたと認められる以上、配水管の亀裂の原因となった本件マンション付近における最大でも震度5強程度の地震のゆれは、地震免責条項にいう「地震」にはあたらないと解するのが相当である。

(4) 被告Y 2に対する直接請求について

被告Y 1は原告X 1らが被告Y 2に対して保険金を直接請求することを認めており、損害賠償金に関する部分の保険金請求権を一部譲渡したものと認められるから、原告X 2及び原告X 1は、被告Y 1の被告Y 2に対する本件保険契約に基づく損害賠償責任保険金を直接請求することができる。

従って、被告Y 2は、原告X 2に対し損害賠償金額104万9222円と遅延損害金の合計107万5524円、原告X 1に対し損害賠償金額10万円と遅延損害金の合計10万2506円の限度で、被告Y 1に対する保険金を支払うべき義務がある。

3 まとめ

本件は、東北地方太平洋沖地震によって発生した水漏れ事故による損害賠償が認められた事例である。

保険会社の個人賠償責任保険における地震免責条項に関して、震度5強程度のゆれは地震免責条項の「地震」にはあたらないとされ、保険金支払い義務を認定した点が特筆される。

(但し、本件は控訴され、平成24年3月19日、東京高裁は地震免責条項が「有効」であると判断して、保険会社への支払請求を棄却した。)